

OECD の金融取引における消費者保護ハイレベル原則草案に対する
国際消費者機構の意見
(公開コンサルテーション 2011年8月)

意見概要

経済協力開発機構（OECD）による金融取引における消費者保護ハイレベル原則案の起草は、G20 財務省・中央銀行総裁会議（2011年2月 於・パリ）の要請に基づくものです。G20 首脳会合の要請による金融安定理事会（FSB）の作業とともに、金融取引における個々の消費者保護の脆弱性が及ぼす影響と金融システムの安定性に関する重大な懸念に応えるものです。

国際消費者機構（CI） は、OECDの原則案の起草を大いに歓迎しますが、その全体的なトーンと特定の側面について下記の重大な懸念があります。

原則案は全般的に、「拘束力のない」「任意の」「適宜」「必要に応じて」といった文言によって内容が著しく弱められています。驚くことに、あの金融危機については言及さえありません。この問題に対する G20 のコミットメントと問題の深刻さを反映させるため、CI は、OECD がより強い表現を使うことを強く提言します。

原則の将来の活用・利用に関して： 金融取引における消費者保護に関して、原則案がどのように真の改善に結びつくのかについて、よりいっそうのガイダンスが必要です。加えて、監視・助言・異議申し立て機能を持つ独立した消費者パネルを併設した、恒久的な国際機関設立のための具体的な支援についても注視しています。原則案では、国際取引のみについての国際的監視に限定しているようですが、消費者保護が弱い国における悪習の影響は国境を越えて感染するものであり、私たちとしては、各国の政策もまた国際的な監視をも望みます。

原則案に述べられている通り、今回の作業は「その他関係諸国の経済」と大いに関係があります。G20 諸国の経済は世界の GDP の 80-85% を占め、G20 の制度は G20 に属さない諸国の経済にも大きな影響を及ぼします。従って、今回のプロセスの成果は、世界経済のほぼ全体に影響力を持つのです。

原則案に対する我々の評価

1. 法的規制の枠組み： 金融商品に対する規制は、消費者に直接対応する事業者だけでなく、卸売業者を含むすべての事業者に適用されるべきであることは明らかです。私たちは、現在の曖昧さを除いた表現を提案するとともに、広告への言及が当初の草案から削除されたことにも懸念を表明します。

公正な契約条件や手数料、わかりやすさを担保するための金融商品に関する最低限の基準を規制当局が設けることは必要であり、原則に盛り込まれるべきです。また、原則は、単純化されたモデル金融商品の奨励もおこなうべきです。金融商品によっては本質的に複雑であることは否定しませんが、複雑な金融商品は不必要で望ましくなくもあるのです。

2. 監視当局の役割: 金融商品の発売や販売継続にあたって所定の基準への適合を義務付ける規制当局の権限が、原則に盛り込まれるべきです。危険な金融商品と同様、基準に適合しない金融商品は単に市場から消されることを私たちは望みますが、ここで言う規制当局の権限には、そういう金融商品の差止権限も含まれます。

3. 公平・公正な消費者の取り扱い: すべての顧客は公正に扱われ、恣意的な差別なく保護されるべきであることを原則は明記すべきです。「差別のない待遇」という文言が当初の草案から削除されましたが、元に戻すべきです。

4. 情報公開と透明性: 私たちはこの原則の推進、とりわけ複雑な金融商品に関する警告や金融商品の同等性の推進は歓迎します。一方で、幾つかの重要な要素、とりわけ費用や情報の正確性については脚注に追いやられ、本文に記載されていません。さらに、消費者に適切な情報の提供が期待されるのと同様、サービス提供者にはその追求が期待されます。

5. 金融教育と啓蒙: CI は消費者教育を強く支持しますが、金融リテラシーは、たとえ完璧であっても、資金繰りに窮した消費者が信用取引に同意することを防止したり、消費者の能力を積極的な広告や販売活動に耐えうるまでに向上させることはできません。多くの規制当局が金融商品開発の速さについていけなかったという事実は、現実主義の必要性の証です。私たちは、消費者教育によって金融業界規制の必要性が減ると見なされないような原則の記述を提案します。

6. 金融サービス提供者および委任代理人の責任ある事業活動: 私たちはこの原則案の多くを歓迎しますが、代理人の行為責任については、金融サービス提供者と「関係のある」代理人だけに制限されるべきではありません。幾つかの国に見られるように、仲介機関に顧客の利益に沿って行動することを義務づける、仲介機関に対する「接客の法的義務」を推奨します。利益相反の回避の必要性に関する記述は歓迎しますが、以前の原則案にあった報酬開示規定は、現在の情報開示に関する記述より強力であり、元に戻すべきです。また、利益相反に関する規定の遵守を監督するためのメカニズムも求めます。

7. 消費者の権利の保護: この原則は「消費者の資産の保護」と改称されるべきであり、当初の草案にあった銀行預金など消費者の資産の保証に関する提案は元に戻すべきです。これなくしては、この原則は受け入れられません。「可能な限り」といった文言によって原則がさらに弱められることに対して、私たちは特に懸念を持っています。預金保険制度は、消費者だけでなくすべての関係者の保護につながります。このような保証制度は、消費者がパニックに陥って銀行預金を引き出すことを防止し、金融システムの安定にも寄与します。また、相互汚染のリスクを減じるため、投資とリテール・バンキングとの間に区分を設けることにも賛成します。

8. 消費者のデータとプライバシーの保護: 私たちはこの原則案を歓迎しますが、消費者に関わる誤ったデータの訂正は直ちに行われるよう、微修正を提案します。

9. 苦情処理: タイトルが従来の「苦情処理と救済」から変更されたことは残念です。

もし、救済が何も見込めなければ、消費者の苦情は意味のないものかもしれません。苦情解決のため消費者は普通、サービス提供者のもとをまず訪れますが、このことが、他の独立した紛争解決のためのメカニズムに対して障壁となるべきでないことは明確にされるべきです。

苦情に関する情報収集と集計（＝非個人）データの公表に関する提言は歓迎します。このような結果は、市場の「上流」調節を通知することができ、消費者に悪弊を知らせる助けとなり、金融業界の悪習に対する抑止力となります。

10. 競争: 金融の安定を口実にした金融サービス業界に対する国家の介入は、「公共に利益」に基づいて見直され、競争が促進されるべきです。このことは、幾つかの事業者が国家による救済の恩恵を受けたような、不公正な利益の享受を防止します。消費者による金融サービス事業者の乗り換えをいっそう容易にする方向でも、原則の表現は強化されるべきです。

OECDの金融取引における消費者保護ハイレベル原則草案に対する国際消費者機構の意見詳細（英語版）は、campaigns@consint.orgまでEメールでお申し付けください。